# ○宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱

平成28年３月18日

要綱第19号

宇和島市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱（平成27年要綱第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、新エネルギー設備等を導入する者に対し支援を行うことにより、市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化を防止し、環境にやさしいまちづくりを推進するため、予算の範囲内において宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の２分の１以上を占める一戸建ての住宅をいう。

（２）　事業完了日　導入した新エネルギー設備等が購入者に引き渡され、実際に使用が可能になった日をいう。

（補助対象設備等）

第３条　補助金の交付の対象となる新エネルギー設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、別表第１の左欄に掲げる設備であって同表の右欄に定める要件を満たすものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、別表第２の左欄に掲げる補助対象設備等ごとに同表の右欄に定める要件を満たすものであって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）　市の住民基本台帳に記録されている個人であること。

（２）　世帯員全員が市税等を滞納していないこと。

（３）　事業完了日が補助金の交付を受ける年度内であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助対象経費及び補助金の額は、別表第３に定めるとおりとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業完了日からその日の属する年度の３月31日までの間に、宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付申請書（様式第１号）に別表第４に定める書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付額を確定し、申請者に対し宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（請求）

第８条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付請求書（様式第３号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（交付）

第９条　市長は、前条の請求書を受理し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（取得財産等の管理）

第10条　補助事業者は、補助対象設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を勘案して定めた期間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って適正な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助対象設備等について、市が送付する第７条の交付決定通知書を備え、管理しなければならない。

（処分の制限）

第11条　補助事業者は、補助対象設備等の法定耐用年数を勘案して定めた期間内において、当該補助対象設備等を処分（売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ市長に宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第４号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（２）　補助金の交付の条件に違反したとき。

（３）　前条の規定に違反して、市長の承認を受けずに補助対象設備等を処分したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が事業の施行について不正の行為があると認めたとき。

（補助金の返還）

第13条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該補助事業者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告及び現地調査等）

第14条　市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象設備等の設置状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月28日要綱第13号）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日要綱第33号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１日要綱第36号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和３年４月１日要綱第123号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日要綱第45号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月20日要綱第10号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた設備等については、なお従前の例による。

附　則（令和６年４月１日要綱第71号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付決定を受けた設備等について適用し、同日前に補助金の交付決定を受けた設備等については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

４　この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和７年４月１日要綱第12号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

| 設備等 | 要件 |
|---|---|
| 家庭用燃料電池（以下「エネファーム」という。） | 次の全ての要件を満たすものであること。<br>（１）　一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有するものと市長が認めたものであること。<br>（２）　未使用のものであること。<br>（３）　自らが所有するものであること（リース等は対象外。）。 |
| 家庭用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電池」という。） | 次の全ての要件を満たすものであること。 |

| | |
|---|---|
| | （１）　蓄電容量が１キロワットアワー以上の蓄電池部とインバーター等の電力変換装置とが一体的に構成されたシステムであること。<br>（２）　一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有するものと市長が認めたものであること。<br>（３）　未使用のものであること。<br>（４）　自らが所有するものであること（リース等は対象外。）。 |
| 電気自動車 | 次の全ての要件を満たすものであること。<br>（１）　一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の補助対象車両として登録されている４輪の電気自動車（原動機付自転車を除く。）であること。<br>（２）　自家用車として登録された新車であること。<br>（３）　自らが所有するものであること（リース等は対象外。）。ただし、ローン購入の場合は、所有者が販売店、ファイナンス会社等でも可とする。<br>（４）　自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が市内であること。 |
| 太陽光発電システム | 次の全ての要件を満たすものであること。<br>（１）　住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流ありで連係するシステムであること。<br>（２）　発電した電気が、余剰電力を除き当該設備を設置した住宅において消費されること（同一敷地内の別棟の建築物に設置し、住宅で消費される場合を含む。）。<br>（３）　未使用のものであること。 |

別表第２（第４条関係）

| 補助対象設備等 | 要件 |
|---|---|
| エネファーム | 次の全てに該当すること。 |

| | |
|---|---|
| | （１）　自ら居住する市内の住宅に補助対象設備等を設置した者又は自ら居住するために市内に補助対象設備等付きの住宅を購入した者であること。<br>（２）　補助対象設備等を設置した住宅が自己の所有する住宅でない場合にあっては、当該住宅の所有者又は納税義務者全員から同意を得ていること。<br>（３）　居住者自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、電力系統連系に係る承認等を得ていること。<br>（４）　同一住宅においてエネファームに係る補助金の交付を市から受けていないこと。 |
| 蓄電池 | 次の全てに該当すること。<br>（１）　自ら居住する市内の住宅に補助対象設備等を設置した者又は自ら居住するために市内に補助対象設備等付きの住宅を購入した者であること。<br>（２）　補助対象設備等を設置した住宅が自己の所有する住宅でない場合にあっては、当該住宅の所有者又は納税義務者全員から同意を得ていること。<br>（３）　居住者自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、電力系統連系に係る承認等を得ていること。<br>（４）　同一住宅において蓄電池に係る補助金の交付を市から受けていないこと。 |
| 電気自動車 | 次の全てに該当すること。<br>（１）　補助対象設備等の購入者かつ自動車検査証に記載されている使用者であること。<br>（２）　補助を受けようとする年度内に、同一世帯で電気自動車に係る補助金の交付を市から受けていないこと。 |
| 太陽光発電システム | 次の全てに該当すること。<br>（１）　自ら居住する市内の住宅に補助対象設備等を設置した者又は居住するために市内に補助対象設備等付きの住宅を購入した者であること。<br>（２）　補助対象設備等を設置した住宅が自己の所有する住宅でない場合にあっては、当該住宅の所有者又は納税義務者全員から同意を得ていること。 |

| | |
|---|---|
| | （３）　居住者自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、電力系統連系に係る承認等を得ていること。<br>（４）　同一住宅において太陽光発電システムに係る補助金の交付を市から受けていないこと。 |

別表第３（第５条関係）

| | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---|---|---|
| エネファーム | 燃料電池ユニット　貯湯ユニット　付属品他　配線・配線器具の購入・据付　配管・配管器具の購入・据付　上記工事に付随する費用 | 10万円 |
| 蓄電池 | 蓄電池部　電力変換装置　付属品他　配線・配線器具の購入・据付　上記工事に付随する費用 | ７万5,000円 |
| 電気自動車 | 電気自動車の購入に要する費用 | 10万円 |
| 太陽光発電システム | 太陽電池モジュール　架台　パワーコンディショナ　その他付属機器（接続箱　直流側開閉器及び交流側開閉器）　配線・配線器具の購入・据付　上記工事に付随する費用 | 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第３位を切り捨てる。）に25,000円を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額。）とし、10万円を限度とする。 |

別表第４（第６条関係）

| | |
|---|---|
| 共通 | （１）　売買契約書又は工事契約書の写し<br>（２）　領収証の写し<br>（３）　設置状況の分かるカラー写真<br>（４）　住民票の写し（世帯全員）<br>（５）　市税等を滞納していないことを証明する書類（世帯全員） |
| エネファーム | （１）　設置した建物の所有者を証明する書類<br>（２）　領収内訳書 |

| | |
|---|---|
| | （３）　電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し<br>（４）　保証書の写し<br>（５）　居住割合を示す書類（店舗等兼用住宅の場合） |
| 蓄電池 | （１）　設置した建物の所有者を証明する書類<br>（２）　領収内訳書<br>（３）　電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し<br>（４）　保証書の写し<br>（５）　居住割合を示す書類（店舗等兼用住宅の場合） |
| 電気自動車 | （１）　自動車検査証の写し<br>（２）　引渡日が確認できる書類 |
| 太陽光発電システム | （１）　設置した建物の所有者を証明する書類<br>（２）　領収内訳書<br>（３）　電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し<br>（４）　システム配置図（カラー写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合）<br>（５）　出力対比表<br>（６）　居住割合を示す書類（店舗等兼用住宅の場合） |